

柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びに第1号介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 人員に関する基準（第4条・第5条）
- 第3章 運営に関する基準（第6条～第28条）
- 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第29条～第31条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業実施要綱（以下「第1号介護予防支援事業実施要綱」という。）第11条の規定に基づき、第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びに第1号介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。）の例による。

（基本方針）

第3条 この事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 この事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 第1号介護予防支援事業を行う者（以下「第1号介護予防支援事業者」という。）は、第1号介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 第1号介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 第1号介護予防支援事業者は、当該事業を行う事業所（以下「第1号介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の第1号介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の第1号介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第5条 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、第1号介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該第1号介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該第1号介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第17条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防ケアプラン（第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数のサービス事業者等（介護予防・生活支援サービス事業者のほか、一般介護予防事業を実施する者、民間による生活支援サービスを提供する者をいう。以下同じ。）を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 第1号介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該第1号介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 第1号介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する

方法

イ 第1号介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、第1号介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、第1号介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 第1号介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち第1号介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た第1号介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 第1号介護予防支援事業者は、正当な理由なく第1号介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域(当該第1号介護予防支援事業所が通常時に第1号介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な第1号介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の第1号介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、柏原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱第3条に規定する居宅要支援被保険者等(以下「居宅要支援被保険者等」という。)であるかの確認及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第10条 第1号介護予防支援事業者は、要支援認定の申請等(被保険者の要支援認定に係る申請及び柏原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱第3条第2号に規定する事業対象者となるための手続をいう。以下同じ。)について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援の提供の開始に際し、居宅要支援被保険者等でない利用申込者については、要支援認定の申請等が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 第1号介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 第1号介護予防支援事業者は、当該第1号介護予防支援事業所の担

当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(第1号介護予防支援の業務の委託)

第12条 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援事業実施要綱第6条の規定により第1号介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（省令第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に第1号介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、第1号介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、第1号介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び第4章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第13条 第1号介護予防支援事業者は、毎月、市町村（法第115条の45の3第6項の規定により同条第5項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防ケアプランにおいて位置付けられている指定事業者（法115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）により実施されるサービスのうち法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費（同条第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）が利用者に代わり指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る当該指定サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防ケアプラン等の書類の交付)

第14条 第1号介護予防支援事業者は、居宅要支援被保険者等が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防ケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第15条 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護予防・生活支援サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、心身の状況を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第16条 第1号介護予防支援事業所の管理者は、当該第1号介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、第1号介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 第1号介護予防支援事業所の管理者は、当該第1号介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第17条 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 第1号介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第18条 第1号介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な第1号介護予防支援を提供できるよう、第1号介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援事業所ごとに、当該第1号介護予防支援事業所の担当職員によって第1号介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 第1号介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第19条 第1号介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、第1号介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第20条 第1号介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第21条 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第22条 第1号介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 第1号介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 第1号介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第30条第9号に規

定するサービス担当者会議をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第23条 第1号介護予防支援事業者は、第1号介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第24条 第1号介護予防支援事業者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、担当職員に対して特定のサービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 第1号介護予防支援事業者の担当職員は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、利用者に対して特定のサービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 第1号介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、利用者に対して特定のサービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第25条 第1号介護予防支援事業者は、自ら提供した第1号介護予防支援又は自らが介護予防ケアプランに位置付けたサービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 第1号介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 第1号介護予防支援事業者は、自ら提供した第1号介護予防支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して当該市町村の職員が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 第1号介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項

の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第26条 第1号介護予防支援事業者は、利用者に対する第1号介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 第1号介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 第1号介護予防支援事業者は、利用者に対する第1号介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第27条 第1号介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、第1号介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第28条 第1号介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 第1号介護予防支援事業者は、利用者に対する第1号介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該第1号介護予防支援を提供した日（第1号アにあつては当該介護予防ケアプランの完了の日、第2号に掲げる記録にあつては当該通知の日）から5年間保存しなければならない。

(1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防ケアプラン

イ 第30条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第30条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第30条第14号に規定する評価の結果の記録

オ 第30条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(2) 第15条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 第25条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第26条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置につ

いての記録

(5) 第30条第13号に規定するサービス事業者等との連絡調整に関する記録

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(第1号介護予防支援の基本取扱方針)

第29条 第1号介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 第1号介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防ケアプランを策定しなければならない。

3 第1号介護予防支援事業者は、自らその提供する第1号介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(第1号介護予防支援の具体的取扱方針)

第30条 第1号介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 管理者は、担当職員に介護予防ケアプランの作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 第1号介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的にサービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護予防・生活支援サービス及び一般介護予防事業に加え、保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防ケアプラン上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域におけるサービス事業者等によるサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果을最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

(7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、サービス事業者等、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防ケアプランの原案を作成しなければならない。

(9) 担当職員は、次に定めるところにより、利用者の状況等に関する情報を介護予防ケアプランの原案に位置付けたサービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）と共有するとともに、当該介護予防ケアプランの原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるも

のとする。

ア ケアマネジメントA（第1号介護予防支援事業実施要綱第4条第1号に規定するケアマネジメントAをいう。以下同じ。） サービス担当者会議（担当職員が介護予防ケアプランの作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）を開催すること。ただし、やむを得ない理由がある場合は担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ ケアマネジメントB（第1号介護予防支援事業実施要綱第4条第2号に規定するケアマネジメントBをいう。以下同じ。） 必要に応じてサービス担当者会議を開催すること。なお、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 担当職員は、介護予防ケアプランの原案に位置付けたサービス等について、第1号事業支給費の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防ケアプランの原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防ケアプランを利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、必要に応じて、指定事業者等に対して、介護予防ケアプランに基づき、第1号訪問事業及び第1号通所事業のサービスに係る計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成後、介護予防ケアプランの実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防ケアプランの変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 担当職員は、サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 担当職員は、介護予防ケアプランに位置付けた期間が終了するときは、

当該介護予防ケアプランの目標の達成状況について評価しなければならない。

- (16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア ケアマネジメントA

- (ア) 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- (イ) 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、通所型サービス事業所（第1号通所事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- (ウ) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

イ ケアマネジメントB

- (ア) 少なくともサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- (イ) 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、通所型サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- (ウ) モニタリングを実施したときは、その結果を記録すること。
- (17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防ケアプランの変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、ケアマネジメントAにあってはやむを得ない理由がある場合及びケアマネジメントBについては、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合
 - イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
 - ウ 要支援認定を受けている利用者が柏原市介護予防・生活支援サービス実施要綱第3条第2号に規定する事業対象者となった場合
 - エ 事業対象者が要支援認定を受けた場合
- (18) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防ケアプランの変更について準用する。
- (19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする居宅要支援被保険者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防ケアプランの作成等の援助を行うものとする。
- (21) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見がある場合には、利用者にもその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防ケアプランを作成しなければならない。
- (22) 担当職員は、第1号介護予防支援事業の利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (23) 第1号介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(第1号介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第31条 第1号介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な介護予防・日常生活支援総合事業以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防ケアプランの策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

